仕様書

日本貿易振興機構
ビジネス展開支援部

1　就業場所　　横浜貿易情報センター

2　部署業務内容　【コンソーシアム班】
貿易投資相談、情報発信（市場別・テーマ別セミナー、調査等）、知的財産権保護、海外進出支援、会員サービス等の事業
●海外ミニ調査　●海外ブリーフィングサービス　●投資環境視察ミッション派遣
●プラットフォーム　●海外ビジネスサポートセンター（BSC）
●海外人材活用(インターン、留学生)

3　業務内容　　中堅・中小企業の海外展開支援に係る事業実施体制構築および支援業務の実施

（1）中堅・中小企業等の海外展開支援に関わるジェトロの支援企業とジェトロの外部専門家とのマッチングに関する業務
（2）上記（1）の支援実施に向けた審査・採択に関する業務
（3）企業支援関係機関（政府関係機関、自治体、金融機関、産業団体、等）との連絡会構築、連絡・調整、相談業務
（4）支援候補企業の発掘、情報収集および企業訪問
（5）外部専門家等が支援企業を訪問する際のアポイント取得等の業務支援
（6）外部専門家等から提出される業務日誌等の管理および内容確認
（7）資料作成、報告取りまとめ業務
（8）貿易投資相談等に関する専門知識、企業の海外展開に関する知見を生かした支援企業への情報提供等
（9）その他中堅・中小企業等の海外展開支援に関わる指示に基づく業務

募集人数:　2　名
出張の有無:　有り
残業:　法定内　244　時間程度見込まれる（契約期間内合計）
　　法定外　244　時間程度見込まれる（契約期間内合計）

4　派遣契約期間　2017年4月3日　～　2018年3月31日
※本契約終了後の契約更新なし
※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。
　当初契約期間終了後の個別契約期間に ついては、別途協議のうえ定める。

5　勤務時間　　9:00　～　17:00
（休憩・休日）休憩:12:00～13:00　休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日
（勤務曜日）月火水木金

6　派遣元の要件

①全ての競争参加資格を満たし、かつ本案件の業務遂行能力を有する人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること

②派遣する人材は、自社からの派遣実績があり、信頼に足る人物であること。自社からの派遣実績が無い場合は、当該人材が全ての必須条件を兼ね備え、かつ本案件の業務遂行能力を有することを客観的に証明すること

③契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること

④派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること

⑤トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること

⑥弊機構の指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと（派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容について弊機構への報告は3カ月に1回程度、など）

⑦全ての契約手続き、請求手続きに不備のないこと

7　派遣職員の必須要件

（1）本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。また、国内、国外出張が可能であること。
（2）業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができ、機密情報・個人情報の取り扱い、知的財産権、コンプライアンスの重要性を理解し、適切な対応（態度・言動）ができること。
（3）官公庁・企業等において継続して10年以上の勤務経験を有し、中堅・中小企業経営者等との円滑なコミュニケーションができること。また内外関係者と協調して業務を遂行でき、対人関係においてスムーズに対応可能なこと。
（4）支援企業、外部専門家等からの要望に素早く、柔軟に対応できること。また期限内（業務遂行後1週間以内）に報告書の作成、報告を実施できること。
（5）過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験がないこと。
（6）財務諸表に関する一定程度の知識を有すること。
（7）貿易投資相談等に関する専門知識、企業の海外展開に関する知見を有していること。
（8）海外駐在経験があれば尚可

OAスキル：	WORD	簡単な新規文書作成、編集、宛名ラベル差込印刷、画像貼付
	EXCEL	データ入力・編集、表作成、四則演算、オートフィルタ
	PowerPoint	資料の新規作成・加工・編集
	Access	－
	その他	スマートフォン及びタブレット端末（i-pad等）が利用可であること。
英語スキル：	レベル	英検2級：TOEIC600点程度
	使用内容	英文資料のチェック
	使用頻度	1割程度

8　職場の環境

①管理職1名、職員3名、派遣職員3名　　など
②主に係長が業務に関する説明、指示を行う（管理職が行う場合も有り）
③自動車通勤は不可

9　その他の要望

－

10　その他

①代替人員の確保
派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。

②派遣労働者の交代
派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。
また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

③出張
業務に出張が含まれる場合には、別途、出張に関する協議書を締結することとする。

以　上